

地域支部に対する補助金交付規程

(趣旨)

第 1 条 本会支部規則第 10 条第 2 項による補助は、本規程の定めるところにより行う。

(補助の種類)

第 2 条 本会が行う補助は次のとおりとする。

- (1) 地域支部の設立に関する補助
- (2) 地域支部の事業に対する補助
- (3) その他常務委員会で適当と認める補助

2 地域支部の事業に対する補助は次のとおりとする。

- (1) 通常の仕事に対する補助
- (2) 周年事業等特別の仕事に対する補助

(補助の申請)

第 3 条 補助を受けようとする地域支部は、所定の様式による補助金交付申請書を、補助を受けようとする期日の 2 カ月前までに会長に提出しなければならない。ただし、特に会長が認める場合はこの限りではない。

(補助の審査、決定)

第 4 条 会長は、前条の申請書を審査し、事業の内容、収支の状況等を勘案して補助する必要があると認めたときは、常務委員会の了承を得て、予算の範囲内において補助するものとする。

(支部の責務)

第 5 条 地域支部は、補助金が会員から徴収された終身会費やその他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、誠実に事業を行うように努めなければならない。

(補助の取消し、返還)

第 6 条 会長は、次の各号の一に該当するときは、既に決定した補助を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助対象事業外の事項に経費を支出したとき。
- (2) 補助金交付申請書の事業を実行しないとき。

(決算報告)

第 7 条 支部は、補助対象の事業が完了した後 2 カ月以内に、所定の様式による決算報告書を会長に提出しなければならない。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規定は、2008 年 7 月 5 日から施行する。